姫路市教育委員会会議録（令和６年６月）

○　日　　時　令和６年６月２０日（木）午後１時から
○　場　　所　教育委員会会議室
○　開　　会（午後１時）
　日程第１　会議録署名委員の指名等
　日程第２　会期の決定
　日程第３　議事
　　議案第　９号　契約の締結に係る臨時代理の承認について
　　議案第１０号　議決更正に係る臨時代理の承認について
　　議案第１１号　姫路市学校給食運営審議会委員の委嘱又は任命について
　　議案第１２号　姫路市立総合教育センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
　　議案第１３号　姫路市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
　　議案第１４号　姫路市社会教育委員の委嘱について
　日程第４　報告
　　１　市立小・中・高等学校体育館の空調整備完了予定年度及び空調方式について
　　２　令和８年度市立高等学校再編にかかる取り組みについて
　　３　姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について
　日程第５　次回委員会開催日時等
　日程第６　その他
○　出 席 者　（委　員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員
　　（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
　　森学校教育部長、砂山生涯学習部長、濱田総務課長、加野学校施設課長、
　　宮﨑教育企画室主幹、大西健康教育課主幹、
　　太田総合教育センター所長兼育成支援課長、儀武生涯学習課長
　　（書　記）島田総務課係長、平野総務課主事

○　議事の内容

教育長	○　ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。 ○　本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立しております。 ○　それでは、これより日程に入ります。 ○　日程第１、本日の会議録署名委員の指名等を行います。 本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第２項の規定により角谷委員を指名します。 ○　次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。 ○　特に御意見もないようですので了承したいと思います。 ○　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。 本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。 これに御異議はございませんか。
（委　員）	〔異議なしの声あり〕
教育長	○　異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。
教育長	○　それでは、日程第３　議事　及び日程第４　報告　に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
教育長	○　議案第 11 号から議案第 14 号までは会議規則第 15 条第１号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当するため、報告事項の２は会議規則第 15 条第６号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。
（委　員）	〔　挙　手　〕
教育長	○　全員賛成と認め、議案第 11 号から議案第 14 号及び報告事項の２は非公開と決定します。 ○　なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
教育長	○　それでは、 議案第９号　契約の締結に係る臨時代理の承認について 事務局からこの件について説明してください。
（事務局）	○　（学校施設課長　議案第９号について説明） 「姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事」ほか６件の工事請負契約

に関する意見の申出につきまして、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第３条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。

議案第 76 号は、「姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事」で、契約工期は令和７年３月 14 日限り、契約金額は１億 5,939 万円、契約の相手方は株式会社坪田工務店です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、まず、エレベーターを設置するとともに、北校舎の一部を解体いたします。峰相小学校は、児童数の減少により多くの余裕教室があり、学校運営や施設維持管理の効率化の観点からこれらの工事を実施し、教室の配置を見直しいたします。併せて、給食室に空調を設置いたします。

議案第 77 号は、「姫路市立坊勢小学校校舎長寿命化改修等工事」で、契約工期は令和８年３月６日限り、令和６年度・令和７年度の２か年を予定しています。契約金額は７億 5,900 万円、契約の相手方は平錦建設株式会社です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、東校舎については、長寿命化改修工事により老朽化した施設のリニューアルを実施し、西校舎については外壁改修工事等を実施いたします。

議案第 78 号は、「姫路市立安室小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事」で、契約工期は令和７年３月 17 日限り、契約金額は２億 3,914 万円、契約の相手方は株式会社坪田工務店です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、屋内運動場について、長寿命化改修工事により老朽化した施設のリニューアルを実施し、併せて、老朽化した旧幼稚園遊戯室を解体いたします。

議案第 79 号は、「姫路市立別所小学校屋内運動場改築等（建築）工事」で、契約工期は令和８年３月 17 日限り、令和６年度・令和７年度の２か年を予定しています。契約金額は８億 3,996 万円、契約の相手方は株式会社赤鹿建設です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、まず、児童数の増加に伴い狭あいとなっている屋内運動場を改築いたします。また、北校舎の外壁改修工事等を実施するとともに、エレベーターを設置いたします。

議案第 80 号は、「姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事」で、契約工期は令和７年３月 14 日限り、契約金額は２億 2,990 万円、契約の相手方は立建設株式会社です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、老朽化した既設給食室を取り壊し、新たに給食室を建設いたします。ドライ化を実施し、空調を設置することで、食品衛生面での安全性の向上を図るものです。

議案第 81 号は、「姫路市立琴陵中学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事」で、契約工期は令和７年３月 17 日限り、契約金額は２億 6,895 万円、契約の相手方は株式会社宮本組です。契約の方法については一般競争入札です。

工事の概要ですが、屋内運動場について、長寿命化改修工事により老朽化した

施設のリニューアルを実施し、併せて水泳プールの改修を行います。
　議案第 82 号は、「姫路市立東中学校屋内運動場長寿命化改修（建築）工事」で、契約工期は令和７年３月 17 日限り、契約金額は２億 2,550 万円、契約の相手方は株式会社坪田工務店です。契約の方法については一般競争入札です。
　工事の概要ですが、屋内運動場について、長寿命化改修工事により老朽化した施設のリニューアルを実施いたします。

教育長　○　この件について、各委員は質疑を願います。

（問）　エレベーターの設置工事が多いように思いますが、学校から要望があったのですか。

（答）　学校からの要望もありますが、全ての学校にエレベーターを備えることとしており、長寿命化改修工事のような大きな工事に併せて設置するようにしております。

（問）　今後、全ての学校にエレベーターを設置するとの認識でよいでしょうか。

（答）　基本的には、長寿命化改修工事に併せて、全ての学校にエレベーターの設置を進める予定です。

教育長　○　それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
　議案第９号　契約の締結に係る臨時代理の承認について
　報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（委　員）　〔　挙　　手　〕

教育長　○　全員賛成と認め、議案第９号は、報告のとおり承認しました。

教育長　○　次に、
　議案第 10 号　議決更正に係る臨時代理の承認について
　事務局からこの件について説明してください。

（事務局）　○　（学校施設課長　議案第 10 号について説明）
　令和５年６月 26 日付で市議会の議決を得た議案第 69 号姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事請負契約の議決更正に関する意見の申出につきまして、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第３条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。
　議決更正対象契約は、姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事請負契約で、契約相手方は株式会社ハマダ、当初契約年月日は令和５年６月 26 日です。工期については、令和７年１月 31 日限りで変更はございません。契

約金額は、９億5,194万円から800万9,321円を増額し、９億5,994万9,321円に更正するものです。

議決更正の理由といたしまして、令和５年６月26日に請負契約を締結した本工事は、北校舎の改修が完了し、現在、南校舎の改修に取り掛かっているところです。その際、天井張り替えのために保健室の既存ボードを撤去したところ、躯体コンクリートの梁の特定部位に「ジャンカ」と呼ばれる、コンクリートに含まれる砂利が集中することによる隙間が発見されました。この「ジャンカ」は、躯体の耐久性を損なうものであり、そのまま放置すると、大きな地震が生じた場合にせん断等深刻な事態が発生する可能性があることから、元々実施する予定であった工事内容に追加して当該箇所を除去し、その部分を「ポリマーセメント」と呼ばれる耐衝撃性、防水性等に優れたセメントで補修することにより、躯体の健全性を確保しようとするものです。なお、この度の増額分は、「ジャンカ」部分の除去費、ポリマーセメントによる断面補修費等を計上するものです。

教育長　○　この件について、各委員は質疑を願います。

（問）　何か大きな変更が生じた場合、再入札を行うことはないのでしょうか。

（答）　一度契約を締結した内容に期間延長等の変更が生じた場合、変更契約を締結することとなっています。今回は契約金額の増額が生じたため、議決更正を行ったものです。

（問）　梁部分の補修面積は、どのぐらいでしょうか。

（答）　詳細までは確認できておりませんが、梁の一部分で、１メートル程度の範囲だったと思います。

教育長　○　それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第10号　議決更正に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（委　員）　〔　挙　　手　〕

教育長　○　全員賛成と認め、議案第10号は、報告のとおり承認しました。

教育長　○　次に、
報告事項の１　市立小・中・高等学校体育館の空調整備完了予定年度及び空調方式について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○　（学校施設課長　報告事項の１について説明）

市立小・中・高等学校における体育館の空調設備の整備に係る、現時点での各学校の整備完了予定年度及び空調方式について御報告するものです。

「１　整備順の考え方」につきまして、この度の整備では、「都市ガス・ＬＰガス方式」、「電気方式」及び「体育館長寿命化改修工事などに含めて実施」の３つのグループに分け、その中で原則、中学校ブロックを１つの工事グループとして発注いたします。

ただし、校舎等の大規模な工事が重複すると学校の負担となることから、その場合はできるだけ整備時期を調整しています。これにより、校舎等の老朽化対策工事を実施しつつ、学校の負担を考慮しながら、効率的な空調の設置を進めてまいります。

各学校の完成予定年度ですが、令和６年度完成予定校は、主に実施設計を行う関係上、小学校６校、中学校３校の計９校の完成を見込んでいます。令和７年度は、小学校 45 校、中学校 23 校、高等学校３校の計 71 校です。令和８年度は、小学校 18 校、中学校９校の計 27 校の完成を見込んでおり、令和８年度中に全ての学校の体育館にエアコンが設置できるよう、事業を実施してまいります。

各学校の空調方式につきましては、原則、普通教室の空調方式に基づき整備し、電気室の改修等に多額の費用を要することが見込まれる学校については、ＬＰガス方式で整備することとしており、これは、それぞれの方式の導入費用と 20 年間のランニングコストを試算し、それらを合わせたライフサイクルコストを算出した結果、最も安価な組み合わせを選択したものです。

なお、統合の予定がある学校については、使用期間が短くなる可能性があることを考慮し、移設も可能な大風量スポットエアコンを整備することとしています。

また、令和６年３月の定例教育委員会で御報告いたしました各学校の空調方式の内訳に変更がありました。空調方式の内訳は、電気方式 38 校、電気方式の大風量スポットエアコン４校、都市ガス方式 59 校、ＬＰガス方式６校の計 107 校となっています。

最後になりますが、現在進めている実施設計や工事の入札結果等によりスケジュールが変更になる可能性がある旨、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

教育長

○　この件について、各委員は質疑を願います。

（問）

各小・中学校における予備電源は、準備されているのでしょうか。

（答）

自家発電等の予備電源は、現段階で特に備えておりません。

都市ガス方式の学校については、停電が起こった場合でもガスが供給されていれば空調の使用が可能です。電気方式の学校については、停電が起こった場合、危機管理室が協定に基づいて学校へ発電機を運んで対応することになっています。

（意見）　各学校は避難所として使われることが想定されるため、次の備えとして、特に体育館などにおいては自家発電も含めた予備電源の設置を検討する必要があると思います。また、危機管理室が持ってくる発電機で空調も対応可能なのかどうか、確認する必要があると思います。

教育長　○　それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の１についてはこれで了承したいと思います。

教育長　○　次に、
報告事項の３　姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）　○　（健康教育課主幹　報告事項の３について説明）
学校給食費の改定等に伴いまして、姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を制定いたしましたので、御報告させていただきます。
まず、改正の理由ですが、本市の学校給食費は４年ごとに定期見直しを行うほか、社会情勢の変化等を考慮して改定の検討を行っており、現在の物価高騰等に対応するため、令和６年度から小学校及び中学校の学校給食費の額の改定を行います。また、夢前学校給食センターから給食を提供していた菅生幼稚園の園児募集停止により、幼稚園に係る箇所を削除いたします。
次に、改正の内容ですが、物価高騰による給食費の額の改定として、小学校を270円から290円に、中学校を300円から320円に改めます。なお、保護者負担について、令和６年度に限り国の臨時交付金を活用し、小学校 270 円、中学校300円と据え置いており、増額分の実質的な負担はありません。また、幼稚園に係る項目の削除のほか、一部文言の整理を行いました。
施行期日につきましては、令和６年５月23日から施行いたしました。

教育長　○　この件について、各委員は質疑を願います。

教育長　○　それでは、意見等もないようですので、報告事項の３についてはこれで了承したいと思います。

教育長　○　それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長　○　次に、日程第５　次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

（事務局）	○　次回の定例教育委員会ですが、7月 18 日木曜日の午後２時 00 分に開催していただきたいと思います。
教育長	○　事務局からの提案どおり、次回の委員会については、７月 18 日木曜日の午後２時 00 分に開催することに御異議ございませんか。
（委　員）	〔異議なしの声あり〕
教育長	○　異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、７月 18 日木曜日の午後２時 00 分に開催することといたします。
教育長	○　以上で本日の案件は全て終了しました。 ○　それでは、日程第６　その他に入りたいと思います。 ○　事務局等から、何か報告、連絡事項はありませんか。
（事務局）	〔特になし〕
教育長	○　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○　散　　会（午後２時８分）